

(事前審査登録制度対象外案件)

入札公告（総合評価落札方式（標準型）入札前審査型・個別事項）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号。以下「規程」という。）第186条の2の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（総合評価落札方式（標準型）入札前審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行するものとする。

1－1 公 告 日 令和8年9月24日

1－2 入札執行者 静岡県公営企業管理者 企業局長 川田 剛宏

1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

（契約事務に関する問合せ先）

〒438-0006 静岡県磐田市寺谷 2258

静岡県企業局西部事務所 総務課総務経営班

電話番号 0538-38-1271

E-mail : kigyouseibu@pref.shizuoka.lg.jp

（電子入札に関する問合せ先）

電子調達ヘルプデスク 電話番号 0570-011311

1－4 工事内容等

入札番号	企西第38719号
工事名	令和8年度〔第38-P2321-01号〕藤枝岡部町内谷工業用地地域振興整備事業（工事費）造成工事
工事場所	藤枝市岡部町内谷地内
工事概要等	盛土工 V=107,400 m ³ 地盤改良工 A=52,700 m ² 調整池工 N=1基 擁壁工（H=1.75-2.25m）L=373m 排水構造物工 L=489m
工 期	契約締結の翌日（土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日）から令和10年3月15日限り
落札方式	本工事は、工事目的物の性能・機能の向上や社会的要請に対する技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由	本工事は、技術的な工夫の余地が比較的大きく、本工事内容を実現するうえで有効な技術提案を受け付けることにより、工事品質の確保及び向上が期待できるため、総合評価落札方式（標準型）を適用する。

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者によって構成され、次に掲げる条件をすべて満足する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、共同企業体としての入札参加資格の認定を受けたものであること。

(1) 共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2者とする。
②構成員の組合せ	土木一式工事に係る認定を受け、かつ、「代表構成員の資格要件」を満足する1者と「その他構成員の資格要件」を満足する1者の組合せとする。ただし、各構成員は、該当工事において他の共同企業体の構成員となることができない。
③結成方法	自主結成とする。
④出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度基準は30パーセント以上とする。
⑤存続期間	次に掲げる共同企業体の区分に応じて、それぞれ定める期間とする。 (ア)当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上は存続するものとする。 (イ)当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。
⑥総合評価における技術提案	総合評価の評価項目における技術提案の内容が、適正標準案以上であること。

(2) 構成員の資格要件

ア 代表構成員

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種、許可の種類及び営業年数	静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付けされている者であること。また、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であり、かつ、土木工事業の許可を有しての営業年数が5年以上であること。
②経営事項審査の総合評定値（条件とする場合）	土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値が1,200点以上であること。
③入札参加資格条件における同種工事の施工実績	平成23年4月1日以降（完成し引渡し済みのもの）に、国、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人をいう。）又は土地開発公社の発注した工事で、造成規模が2.5ha以上且つ、盛土量50,000㎡以上の造成工事を元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資率20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合は、施工実績として認めない。 ○参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を提出すること。 ・入札公告「共通事項」2-2に記載されているもの
④右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に（専任で）配置できること	次に掲げる基準のすべてを満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 ア 平成23年4月1日以降（完成し引渡し済みのもの）に、国、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項

	に規定する法人をいう。)又は土地開発公社の発注した工事で、造成規模が2.5ha以上且つ、盛土量50,000 m³以上の造成工事を元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資率20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評価が64点以下の場合は、施工実績として認めない。 イ 入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(土木)の交付を受け、監理技術者講習を受講した者。 ○参加資格条件における同種工事の施工経験を確認できる以下の書類を提出すること。(施工経験を条件とする場合) ・入札公告「共通事項」2-2に記載されているもの
⑤技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること(土曜日、日曜日及び祝日を含む)。
⑥右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	当該工事に係る設計業務委託の受託者(浜松市中央区元城町216-19 株式会社フジヤマ)と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
⑦その他の条件	入札公告「共通事項」2-1及び「競争入札に参加する者に必要な資格」(昭和39年静岡県告示第220号)に記載のとおり。

イ その他の構成員

①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種、許可の種類及び営業年数	静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付けされている者であること。また、法第3条の規定に基づき、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であり、かつ、土木工事業の許可を有しての営業年数が5年以上であること。
②経営事項審査の総合評定値(条件とする場合)	土木一式工事に係る経営事項審査結果(審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの)の総合評定値が800点以上であること。
③入札参加資格条件における営業所の所在地(条件とする場合)	法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所が藤枝市又は焼津市内にあること。
④右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること	次に掲げる基準のすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 ア 入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(土木)の交付を受け、監理技術者講習を受講した者。
⑤技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること(土曜日、日曜日及び祝日を含む)。
⑥右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面	当該工事に係る設計業務委託の受託者(浜松市中央区元城町216-19 株式会社フジヤマ)と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はそ

において関連がある建設業者でないこと	の出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
⑦その他の条件	入札公告「共通事項」2－1 及び「競争入札に参加する者に必要な資格」（昭和 39 年静岡県告示第 220 号）に記載のとおり。

1－6 共同企業体の入札参加資格審査申請

(1) 共同企業体の入札参加資格申請書等の提出期限	公告の日の翌日から令和 8 年 10 月 19 日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時までの間に、入札参加資格申請書及び次に示す添付資料各 3 部（正本 1 部、副本 2 部）を契約条項を示す場所に持参又は郵送（期限内必着）にて提出すること。なお、郵送で提出する場合には、受付印を押印した副本 1 部を返送するので、返送先の住所、あて名が記載された返信用封筒（A 4 サイズの用紙が入る大きさのもので、簡易書留料金を含む重量に応じた切手を貼付したもの）を同封すること。 ※添付資料 ア 共同企業体協定書の写し（要綱で定めるもの 別添「特定建設工事共同企業体協定書様式 1」） イ 各構成員が建設業法第 3 条に規定する許可の通知書の写し（入札参加資格確認申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの） ウ 各構成員の建設業法第 27 条の 29 第 1 項に基づく総合評定値通知書の写し（審査基準日が入札より 1 年 7 ヶ月以内で最新のもの）
(2) その他（電子入札について）	共同企業体協定書の写しを提出する際、静岡県公共事業電子入札運用基準 2－6 に定める電子入札利用届（J V 用）（様式 2）を併せて提出すること。 なお、結成された共同企業体においては、その代表構成員が単体企業として利用者登録済みの IC カードを使用するものとする。

1－7 技術資料

(1) 提出方法	1－9 の入札日程に記載する入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）と同様とする。 技術資料の確認を受けた後、以下のとおりヒアリングを実施する ア 実施日時 令和 8 年 10 月 23 日（金）又は 26 日（月）に実施する。 （詳細な日時は令和 8 年 10 月 22 日（木）までに連絡する。） イ 実施場所 榛原郡吉田町川尻 4036 の 2 静岡県企業局西部事務所榛南出張所 会議室 ウ 実施内容等 提出された技術提案、工事経験等について配置予定技術者と 10 分間程度の対面又は WEB によるテレビ電話システム形式によるヒアリングを行う。
(2) 提出期間	資格確認申請書と同様とする。
(3) 技術資料の内容	ア 提出する技術資料は以下のとおりとする。 （ア） 技術資料 表紙（様式－1） （イ） 評価点確認申請書（様式－2） （ウ） 配置予定技術者の能力（様式－3－1～3－2）

- (エ) 技術提案書（様式－８－１～８－３）
- (オ) 企業の施工実績等（様式－４－１）
- (カ) 企業の施工実績等（選択項目）（様式－４－２）
- (キ) 配置予定技術者の資格・施工経験等（様式－５－１）
- (ク) 継続教育(CPD、CPDS)の取組状況（様式－６）

イ 技術資料の作成上の注意事項

【評価点確認申請書】（様式－２）

a 様式の記載について

- ・評価項目のうち、施工の信頼性に係る「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の地域貢献度」について、評価項目の各様式に基づいた評価点を申請する。ただし、「企業の施工能力」のうち工事成績評定の評価点は、建設事務総合システム（静岡県知事部局、企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部の発注工事）に登録された過去３か年度（令和５年度から令和７年度に完成した当初契約金額 500 万円以上の工事）の平均点（当該工事の発注業種と同業種）で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加点評価としない。なお、様式－２の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。

b 根拠書類について

- ・工事成績評定点の評価にあたっては、成績評定点の一覧表、工事成績評定通知書の写し（対象のもの全て）を添付すること。
- ・優良工事等の表彰実績の評価にあたっては、表彰状の写しを添付すること。
- ・建設キャリアアップシステムの活用申請の評価にあたっては、当該工事における評価点確認申請書で「建設キャリアアップシステム」の活用申請をすること。

【技術提案書】（様式－８－１～８－３）

a 様式の記載について

- ・求める提案に対し、提案の概要や具体的な実施方法等を記載する。提案書作成にあたり、様式－８（別添資料）「技術提案書作成に当たっての条件等」を参考にすること。
- ・技術提案書の提出がない場合、また、技術提案書の記載内容が標準案と同程度の内容を含み標準案以上であると認められない場合、根拠の伴わない数値の提案を行った場合は、入札の参加を認めないので留意すること。
- ・過度な負担となる性能（オーバースペック）の提案は評価しない。

【企業の施工実績等】（様式－４－１）

a 様式の記載について

- ・評価項目における施工実績は、平成 23 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事の中から 1 件記載する。
- ・次に示す評価項目における施工実績がある場合は、様式－４－１に記載すること。

	同種工事	国、地方公共団体、特殊法人等又は土地開発公社の発注した工事で、造成規模が 5ha 以上かつ、盛土量 100,000 m ³ 以上で軟弱地盤処理工事を伴う造成工事を元請として施工した実績を有する者であること
	類似工事	国、地方公共団体、特殊法人等又は土地開発公社の発注した工事で、造成規模が 5ha 以上かつ、盛土量 100,000 m ³ 以上の造成工事を元請として施工した実績を有する者であること

- ・共同企業体としての施工実績及び表彰は、出資比率 20%以上のものに限る。
- ・災害協定は静岡県企業局との協定を対象とし、活動実績（工事）についても静岡県企業局との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和 8 年 3 月 31 日時点で協定を締結しているものとする。
- ・建設機械の所有とは、令和 8 年 3 月 31 日時点で静岡県企業局との災害協定を締結している者のうち、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械又は高所作業車）を 3 台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）者とする。
- ・静岡県交通基盤部における災害時事業継続計画とは、当該発注業種が「土木一式工事」の場合、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により適合を受けたものを評価する。

b 根拠書類について

- ・評価項目における施工実績で記載した工事が静岡県発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として認めない。
- ・記載した工事が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料（契約書の写し、契約図面の写し等）を添付すること。ただし、当該工事が平成 23 年 4 月 1 日以降に完成したもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）に登録されており、技術資料提出時にその内容により施工実績の内容が確認できる場合には、登録内容確認書（工事实績）の写しにより代えることができる。
- ・令和 8 年 3 月 31 日までに ISO9001 若しくは 14001、又はエコアクション 21 の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。
- ・平成 23 年度以降に静岡県交通基盤部（旧組織含む）が発注した工事において、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い工事を実施している場合（工事完成までにこの取扱いを中止した工事を除く）は、ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。
- ・令和 3 年度から令和 7 年度において静岡県企業局との協定に基づく活動実績がある場合は、出勤要請書及びその災害応急対策工事完了報告書の写しを添付すること。
- ・建設機械を所有する者は、令和 7 年度の経営規模等評価結果通知書

の写し、又は審査基準日が令和6年度の経営規模等評価結果通知書の写しと検査年月日が令和7年度の対象機械の特定自主検査記録表（ダンプ車については自動車検査証、移動式クレーンについては移動式クレーン検査証）の写しを添付すること。

また、経営規模等評価結果通知書により建設機械の所有を確認することができない場合は、建設機械の所有を建設業法の経営事項審査における同等（リース契約の終了は令和9年5月31日以降とする）の建設機械に関する根拠書類の写しにより代えることができる。

- ・静岡県建設技術監理センターが審査を行う災害時事業継続計画の適合通知（有効期限令和9年5月31日）を受けた者は、その写しを添付すること。
- ・中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力認定書を受けた者は、その写しを添付すること。
- ・令和7年度に完成・引渡しが完了した週休2日推進工事において、現場閉所率が判別できる現場閉所計画表の写し、規定の現場閉所を行った実績が確認できる工事検査結果通知書の写し及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。（複数件の実績がある場合は、2件以上の実績を証明する書類を添付すること。）

【企業の施工実績等（選択項目）】（様式－4－2）

a 様式の記載について

- ・登録基幹技能者の配置は、次に示す工種に配置を予定する技術者を1名記載すること。

登録基幹技能者講習の種目	登録機械土工基幹技能者
登録基幹技能者が従事する工種	土工

b 根拠書類について

- ・登録基幹技能者講習修了証の写しを添付すること。

【配置予定技術者の資格・施工経験等】（様式－5－1）

a 様式の記載について

- ・配置を予定する主任（監理）技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。当該工事を共同企業体で受注するときは、各構成員を評価対象とし、各構成員の配置予定技術者が複数申請された場合は、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。（複数申請する場合は、様式－5－1を複写して使用する。）また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。
- ・評価項目における施工経験は、主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として、平成23年4月1日から技術資料提出日まで完成し、引渡し完了した工事を記載する。
- ・次に示す評価項目における施工経験がある場合は、様式－5－1に記載すること。

同種工事	国、地方公共団体、特殊法人等又は土地開発公社の
------	-------------------------

			発注した工事で、造成規模が 5ha 以上かつ、盛土量 100,000 m ³ 以上で軟弱地盤処理工事を伴う造成工事を元請として施工した実績を有する者であること
	類似工事		国、地方公共団体、特殊法人等又は土地開発公社の発注した工事で、造成規模が 5ha 以上かつ、盛土量 100,000 m ³ 以上の造成工事を元請として施工した実績を有する者であること

- ・共同企業体としての施工実績及び表彰は、出資比率 20%以上のものに限る。
- ・「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての施工経験は評価対象としない。

b 根拠書類について

- ・配置予定技術者の資格を証明する資料を添付すること。
- ・評価項目における施工経験で記載した工事が静岡県発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が 64 点以下のものは施工経験として認めない。
- ・記載した工事が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料（契約書の写し、契約図面の写し、主任技術者等通知書の写し等）を添付すること。ただし、当該工事が平成 23 年 4 月 1 日以降に完成したもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）に登録されており、技術資料提出時にその内容により施工経験の内容が確認できる場合には、登録内容確認書（工事实績）の写しにより代えることができる。
- ・令和 3 年度から令和 7 年度に静岡県が実施する「優良技術者表彰」を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。

【継続教育(CPD、CPDS)の取組状況】（様式－6）

a 様式の記載について

- ・評価対象は建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、下表の 18 団体とし、各団体設定の 1 年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。
- ・これらの中から該当する継続教育（1 団体）について記載する。
- ・配置予定技術者を複数申請する場合は、様式－6 を複写して使用する。なお、この場合は全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。
- ・当該工事を共同企業体で発注している場合は、代表者構成員又はその他構成員いずれかの配置予定技術者を評価対象とする。

団体名	年間推奨単位 CPD 単位/年
（公社）空気調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタント協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50

	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
	(一社) 全日本建設技術協会	25
	(公社) 土木学会	50
	(一社) 日本環境アセスメント協会	50
	(公社) 日本技術士会	50
	(公社) 日本造園学会	50
	(公社) 日本都市計画学会	50
	(公社) 農業農村工学会	50
	(公社) 日本建築士会連合会	12
	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
	b 根拠書類について	
	・各団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。(推奨単位未満の場合は不要)	
・証明書の単位取得期間については、令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間とする。取得単位が年度で証明される団体においては、令和6年度又は令和7年度とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。		
・取得単位が1年間の推奨単位未満		
・証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合		
・証明書の単位取得期間が1年間であっても令和6年4月1日より前の日を含む場合		
・証明書の単位取得期間が1年間であっても令和8年3月31日を超える日を含む場合		
・取得単位が年度で証明される団体で、令和5年度又は令和8年度の証明の場合		
※技術資料に添付する根拠書類のうち、資格確認資料の添付資料と同一のものは省略できる。		

1-8 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
大規模盛土工の施工管理・品質管理に関する技術提案	大規模盛土工の施工管理・品質管理等について、具体的な技術提案について評価する。 1. 盛土工の施工管理に関する工夫 2. 盛土工の品質管理に関する工夫	0.0 ～ 12.0	12.0
軟弱地盤対策の施工管理・品質管理に関する技術提案	軟弱地盤対策の施工管理・品質管理等について、具体的な技術提案について評価する。 1. 軟弱地盤対策の施工管理に関する工夫 2. 軟弱地盤対策の品質管理に関する工夫	0.0 ～ 10.0	10.0

イ 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
周辺環境対策に関する技術提案	周辺環境対策について（安全・騒音・振動・粉塵影響、排水量・濁水対策）、具体的な技術提案について評価する。 1. 盛土材等の運搬作業における周辺道路の利用者への安全対策・交通誘導に関する工夫 2. 騒音、振動、粉塵対策に関する工夫 3. 排水、濁水対策に関する工夫	0.0 ～ 10.0	10.0

ウ 企業の施工能力について

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
同種・類似工事の施工実績の有無*1	平成23年4月1日から技術資料提出日	同種工事の実績あり*2	1.0	1.0
		類似工事の実績あり*3	0.5	
		その他	0.0	

*1 平成23年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

同種工事*2	1-7の技術資料における(3)技術資料の内容におけるイ 技術資料の作成上の注意事項の【企業の施工実績等】(様式-4-1)のa 様式の記載について記載されている同種工事と同じ実績
類似工事*3	1-7の技術資料における(3)技術資料の内容におけるイ 技術資料の作成上の注意事項の【企業の施工実績等】(様式-4-1)のa 様式の記載について記載されている類似工事と同じ実績

注) 当該工事を特定建設工事共同企業体（以下、「JV（特定）」という。）で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を経常建設共同企業体（以下、「JV（経常）」という。）で実施する場合は、当該JV

(経常)を評価対象とする。

注) JV (特定) 及び地域維持型建設共同企業体 (以下、「JV (地域)」という。) 工事の施工実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) 静岡県発注工事の場合は、工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
工事成績評定点の平均点 (県の平均点以上を評価する) *1	令和 5 年度から 令和 7 年度	82 点以上	2.0	2.0
		80 点以上 82 点未満	1.0	
		80 点未満	0.0	
		64 点以下の実績がある場合は得点を減点する	-1.0	

*1 工事成績は建設事務総合システム (静岡県知事部局、企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部の発注工事) に登録された過去 3 か年度 (令和 5 年度から令和 7 年度に完成した当初契約金額 500 万円以上の工事) の平均点 (当該工事の発注業種と同業種) で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加点评価しない。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員の成績評定点の平均点とし、契約金額に出資比率を乗じた額が 500 万円以上の場合に、平均点算出の対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) の成績評定点を評価対象とする。

注) JV (特定) が受注した工事の成績評定点は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) が受注した工事の成績評定点は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
優良工事等の表彰実績の有無*1	令和 6 年度 又は 令和 7 年度	知事表彰の実績あり	1.5	1.5
		部長表彰の実績あり*2	1.0	
		出先事務所長表彰の実績あり*3	0.5	
		表彰の実績なし	0.0	

*1 令和 6 年度又は令和 7 年度の表彰 (表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事) とする。表彰対象は静岡県 (交通基盤部、財務部、くらし・環境部、経済産業部、企業局) が行う、優良工事表彰・安全工事表彰・地域貢献表彰・ICT 優良工事表彰・働き方改革工事を対象とする。

*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

*3 建築関連工事の局長表彰、参事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定) 工事の表彰実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の表彰実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
週休２日推進工事の 施工実績の有無*1, 2	令和７年度	４週８休以上の実績が複数件あり	１．０	１．０
		４週８休以上の実績あり*3	０．５	
		実績なし	０．０	

*1 静岡県（建築工事は除く）が発注した工事において、令和７年度に完成、引渡しが完了した工事を評価対象とする。なお、対象工事は「静岡県週休２日推進工事（土木工事等）実施要領」に基づく特記仕様書（「静岡県週休２日推進工事（土木工事等）特記仕様書」）の添付のある工事とする。

*2 「静岡県週休２日推進工事（土木工事等）特記仕様書」に基づく工事の根拠書類は、備考欄に週休２日推進工事（４週８休以上）若しくは週休２日推進工事（工期全体（通期））、又は週休２日推進工事（月単位の週休２日（合計））の記載がある工事検査結果通知書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。「静岡県週休２日推進工事（土木工事等）特記仕様書」以外の特記仕様書が添付された工事の根拠書類は、現場閉所率により４週８休以上の実績が判別できる週休２日区分算定表の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。（複数件の実績がある場合は、２件以上の実績を証明する書類を提出すること。）

*3 現場閉所率が 28.5%以上の場合を４週８休以上とする。（現場閉所率＝休日工数／対象期間日数）

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップシステムの活用 申請の有無*1, 2	制限なし	活用申請あり	０．５	０．５
		活用申請なし	０．０	

*1 一般財団法人 建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用申請のある元請を評価対象とする。

*2 活用申請とは、当該工事における評価点確認申請書での建設キャリアアップシステムの活用申請とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
静岡県 ICT 普及啓 発活動の実績の有無 *1	令和６年度 又は 令和７年度	静岡県 ICT 普及啓発活動の実績あり	０．５	０．５
		静岡県 ICT 普及啓発活動の実績なし	０．０	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和６年度又は令和７年度に

完成・引渡しが完了し、「ICTマイレージプログラム活動報告書」により担当監督員の確認を受けた工事を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定) 工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) 工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	令和 8 年 3 月 31 日時点	ISO9001 若しくは 14001、又はエコアクション 21 の認証を取得済み*1	0.5	1.0
		認証を取得していない	0.0	
	平成 23 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日	ISO9001 を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する*2	+0.5	

*1 令和 8 年 3 月 31 日時点で ISO 若しくはエコアクション 21 の認証取得がある場合（有効期間内のもの）、それを証明する書類を添付すること。

*2 平成 23 年度以降に静岡県が発注した工事において、ISO9001 を活用した監督業務による工事実績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）は ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書の写し及び工事成績評定通知書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。なお、令和 8 年 3 月 31 日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定) 工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) 工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
設定した種目の登録基幹技能者の配置*1	制限なし	配置あり*2	0.5	0.5
		配置なし	0.0	

*1 県内業者の登録基幹技能者を配置する場合を評価する。次に示す登録基幹技能者制度に基づく登録基幹技能者を評価対象とする。元請、下請の両方を評価対象とする。なお、本工事における配置予定技術者（主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人）は評価対象としない。

登録基幹技能者講習の種目	登録機械土工基幹技能者
登録基幹技能者が従事する工種	土工

*2 根拠書類として、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。

注) 当該工事を JV (特定・経常) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

エ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
技術者の資格	制限なし	技術士建設部門又は同等の資格*1	1.0	1.0
		その他	0.0	

*1 次に示す資格を同等の資格とする。

同等の資格	技術士総合技術監理部門（建設）
-------	-----------------

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準		配点	最大得点
主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての同種・類似工事の施工経験の有無*1	平成 23 年 4 月 1 日か ら技術資料 提出日	主任（監理） 技術者又は 監理技術者 補佐として	同種工事の経験あり*3	2.0	2.0
			類似工事の経験あり*4	1.0	
		現 場 代 理 人 として *2	同種工事の経験あり*3	1.0	
			類似工事の経験あり*4	0.5	
		その他	0.0		

*1 平成 23 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。

*2 配置予定技術者が現場代理人としての経験を有する場合に評価対象とする。

同種工事*3	1－7 の技術資料における (3) 技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【配置予定技術者の資格・施工経験等】（様式－5－1）の a 様式の記載について記載されている同種工事と同じ経験
類似工事*4	1－7 の技術資料における (3) 技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【配置予定技術者の資格・施工経験等】（様式－5－1）の a 様式の記載について記載されている類似工事と同じ経験

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注）JV（特定・地域）工事の施工経験は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。

注）「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

注）静岡県発注工事の場合は、工事成績評定が 64 点以下のものは施工経験として評価しない。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
------	------------	------	----	------

優良技術者の表彰実績の有無*1	令和3年度から 令和7年度	部長表彰の実績あり*2	2.0	2.0
		出先事務所長表彰の実績あり*3	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	

- *1 令和3年度から令和7年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）とする。
表彰対象は、静岡県（交通基盤部、経営管理部、財務部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良技術者を対象とする
- *2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。
- *3 営繕関連工事の理事・参事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。
- 注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
- 注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
- 注）JV（特定・経常）工事の表彰実績は、代表構成員を評価対象とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
継続教育（CPD、CPDS）の取組状況*1	令和6年度から 令和7年度までのうち任意の1年間	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1.0	1.0
		継続教育の証明なし又は各団体推奨単位未満の取得	0.0	

- *1 建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。
- 各団体が発行する取得単位の証明書の写しにより確認する。
- 注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
- 注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
- 注）配置予定技術者を複数申請する場合、全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。

オ 企業の地域貢献度等について

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
企業の地理的条件	制限なし	藤枝市内に営業所あり	1.0	1.0
		その他	0.0	

- 注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- 注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
------	--------	------	----	------

災害協定に基づく活動実績の有無*1	令和8年3月31日時点	災害協定の締結あり*2	0.5	1.5
		災害協定の締結なし	0.0	
	令和3年度から令和7年度	発注機関における活動実績あり*3	+0.5	
	令和8年3月31日時点	建設機械の所有*4	+0.5	

*1 災害協定に基づく活動実績は、令和3年度から令和7年度に静岡県企業局が災害協定に基づく出動要請を行い、令和7年度までに完成、引渡しが完了した活動実績（工事）を評価対象とする。

*2 災害協定は静岡県企業局との協定を対象とし、活動実績（工事）についても静岡県企業局との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。

*3

+0.5 加点となる発注機関	発注機関（静岡県企業局西部事務所）
----------------	-------------------

*4 災害協定を締結している者のうち、令和8年3月31日時点で、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械又は高所作業車）を3台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）ものとする

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
有事の際の備え	令和8年度	災害時事業継続計画審査による適合等*1	0.5	0.5
		適合通知なし	0.0	

*1 当該発注業種が「土木一式工事」の場合、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により令和8年度版の適合通知（有効期間内）を受けたものを評価する。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

最大得点合計：49点

(2) 総合評価の方法

ア 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。「技術提案」では過度な負担となる性能（オーバースペック）の提案は評価しない。

なお、標準点を100点とし、加算点（※1）の最高点数を49点とする。（小数点以下2位止め（3位を四捨五入））

加算点＝（評価点の合計）× {（加算点の最高点数）／（評価点の最高点数）}

※1：標準型は、評価点（得点）を加算点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。

ただし、入札価格が調査基準価格（※2）を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \{(\text{標準点}) + (\text{加算点})\} / (\text{入札価格}) \times 1,000 \\ &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000\end{aligned}$$

※2：「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち（2）「総合評価の方法」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。（評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。）

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは（ア）、（イ）の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者としてすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格（千円単位）で除し1,000を乗じた数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

(4) 評価内容の担保

技術的所見等に記載された提案内容すべてを施工計画書等に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知（指示）した内容については、施工計画書へ記載しないこと。

また、「総合評価方式における技術提案等の履行確認シート」に提案内容の履行状況を記載し、監督員から確認を受けること。

受注者の責により入札時の技術資料により提案した内容（「技術提案等」、「配置予定技術者」、「自社工場における製作」、「登録基幹技能者の配置」、「建設キャリアアップシステムの活用申請」等）が履行できない場合は、工事成績評定を不履行の項目ごとに5点減ずることとする。

さらに、受注者の責により「技術提案等」が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。

いずれの場合も「技術提案等」において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

1-9 入札日程

資格確認申請書及び 資格確認資料	公告の日の翌日から令和8年10月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで <持参・郵送の場合> 午前9時から午後4時まで（資格確認申請書及び資格確	入札公告「共通事項」 2-2
---------------------	--	-------------------

	認資料は、各 2 部（正本 1 部、副本 1 部）及び長 3 号封筒（簡易書留料金を含む重量に応じた切手を貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参する。郵送の場合、期限内必着） ＊提出資料については、入札公告「共通事項」参照	
入札参加資格の確認通知	令和 8 年 11 月 2 日（月）までに電子入札システムにより通知する（持参・郵送の場合は郵送により通知する）	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前 9 時から午後 4 時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に静岡県企業局西部事務所 (TEL0538-38-1271) まで電話連絡を行うこと。 ＜持参・郵送の場合＞ 午前 9 時から午後 4 時まで（契約条項を示す場所） 郵送の場合、期限内必着	入札公告「共通事項」 2－4
上記の回答期限	令和 8 年 11 月 11 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2－4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書：P P I により交付する。 特記仕様書：P P I により交付する。 図面：P P I により交付する。	入札公告「共通事項」 2－3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和 8 年 11 月 4 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 期間内の午前 9 時から午後 4 時まで ＜持参・郵送の場合＞ 期間内の午前 9 時から午後 4 時まで 郵送の場合、期限内必着	入札公告「共通事項」 2－3
上記の回答書縦覧等の期間	令和 8 年 11 月 10 日（火）から令和 8 年 11 月 12 日（木）まで	入札公告「共通事項」 2－3
入札書等受付期間 入札書等の提出	＜電子入札システムの場合＞ 令和 8 年 11 月 12 日（木）から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで期間内の午前 9 時から午後 9 時まで、ただし最終日は午後 4 時まで ＜持参の場合＞ 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書の写し、入札価格（工事費）内訳書。	入札公告「共通事項」 2－5
入札価格（工事費）内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後 12 か月以内に、執行機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札公告「共通事項」 2－6
開札日時	令和 8 年 11 月 16 日（月）午前 9 時 30 分	入札公告「共通事項」

		2-7
落札者とならなかった者の請求期限	通知を受けた日から令和8年12月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後4時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に静岡県企業局西部事務所（TEL0538-38-1271）まで電話連絡を行うこと。 ＜持参・郵送の場合＞ 午前9時から午後4時まで（契約条項を示す場所） 郵送の場合、期限内必着	入札公告「共通事項」 2-8
上記の回答期限	令和8年12月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2-8

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-10 設計図書等の交付方法

設計図書等の交付 ・原則 P P I により交付する。

1-11 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。 ＜縦覧の場合＞ ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。
--

1-12 その他

調査基準価格の設定	調査基準価格の設定 有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正 無 企業局積算基準（電気・機械設備編）の使用 無
前払金	請負代金の60%以内（ただし中間前払金20%を含む）
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISOを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	要
法定外の労災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無